

屋外広告物法  
(昭和24年法律第189号)

目次略

第1章 総則

(目的)  
第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。  
2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第56条の10第1項の規定により指定された建造物の

鳥取県屋外広告物条例  
(昭和37年鳥取県条例第31号)

目次略

第1章 総則

(目的)  
第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2章 広告物等についての規制

(禁止)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長又は鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置さ

鳥取県屋外広告物条例施行規則  
(昭和37年鳥取県規則第50号)

(目的)  
第1条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第83条の3第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第24号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
  - (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
  - (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
- (1) 橋りよう
  - (2) 街路樹及び路傍樹
  - (3) 銅像及び記念碑
  - (4) 景観法（平成16年法律第11号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

- れる生活環境部を構成する内部組織の長。以下同じ。）が指定する範囲内にある地域
- (2) 古墳又は墓地
  - (3) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
  - (4) 東郷池及び湖山池並びにこれらから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）
  - (5) 空港に接続する200メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所
  - (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区
  - (7) 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域
- 2 次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りよう及び高架構造物
  - (2) 街路樹及び路傍樹
  - (3) 形像及び記念碑
  - (4) 信号機、道路標識及び道路上のさく
  - (5) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 3 次に掲げる物件に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
- (1) 電柱、電話柱及び街灯柱
  - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

(制限)

第3条 次に掲げる地域又は場所（前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域
- (3) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定する

(制限地域等の区分)

第2条 条例第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）は、次の表に掲げる地域又は場所に区分するものとする。

区分	地域又は場所
第1種制限地域	制限地域等のうち第2種制限地域以外の区域
第2種制限地域	制限地域等のうち都市計画法（昭和43年法律第100

もの  
(4) 鳥取県景観形成条例第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

2 前項の規定による許可の期間は、2年を超えることができない。  
3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(適用の除外)

第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）については、前2条の規定は、適用しない。  
(1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの  
(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの  
(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの

2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。  
(1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの  
(2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの  
(3) はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの

号第8条第1項の規定によ近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

(経過措置)

第3条 制限地域等において第2種制限地域が第1種制限地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）についての次条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。

(適用除外の基準等)

第5条 条例第3条の2第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。  
(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準（同表の第1号ア及びイに掲げる基準を除く。）に適合するもの  
(2) 季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの  
(3) 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第2の基準に適合するもの

2 条例第3条の2第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第3条の2第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のと

(4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの

(5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の内容の変更）

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の基準）

第5条 第3条第1項、第3条の2第3項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

おりとする。

(1) はり紙にあつては、その面積が0.13平方メートル以下であること。

(2) はり札等にあつては、その面積が0.10平方メートル以下であること。

4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が10日以内のものとする。

5 条例第3条の2第2項第5号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの

(2) 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

（許可の基準）

第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準

(2) 条例第3条の2第3項の規定による許可 別表第1の2に定める基準

2 準

2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又は掲出物件（野立てであつて、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。

別表第1（第4条、第5条関係）

1 広告物の表示等の許可基準

1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）

ア 広告物等の表示場所又は設置場所が条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として100メートル（当該道路又は鉄道から500メートル以内の地域が制限地域等とされている地域にあつては、205メートル）以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

イ 他の野立ての広告物等から100メートル以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

ウ 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。

エ 高さが地面から10メートル（第2種制限地域にあつては、20メートル）以下であること。

2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 1建築物につき1個であること。

(2) 高さが、地面から広告物等の設置する場所までの高さの2分の1（第2種制限地域にあつては3分の2）以下であり、かつ、10メートル（第2種制限地域にあつては20メートル）以下であること。

(3) 表示面積が、120平方メートル以下であること。

イ 壁面、へい又は垣を利用するもの

表示面積が30平方メートル以下であること。

3 立看板等

(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。

(2) 脚部を除く部分の大きさが縦2メートル以下、横1メートル以下であること。

(3) 脚部の高さが0.5メートル以下であること。

- 4 電柱を利用する広告板
- (1) 大きさが縦1.5メートル、横0.5メートル又は縦1.2メートル、横0.4メートルであること。
  - (2) 電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5メートルから3.5メートルまでの範囲内に表示すること。
  - (3) 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。
  - (4) 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。
  - (5) 道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5メートル以上であること。
  - (6) 電柱1本につき1個であること。
  - (7) 電柱に直接塗布するものでないこと。
- 5 街灯柱を利用する広告板
- (1) 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
  - (2) 大きさが縦1.5メートル以下、横0.5メートル以下であること。
  - (3) 突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。
  - (4) 街灯柱1本につき1個であること。
- 5の2 バス停留所標識を利用する広告板
- (1) 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。
  - (2) 表示面積が0.2平方メートル以下のものであること。
- 6 広告柱
- (1) 高さが2メートル以下であること。
  - (2) 柱の幅又は直径が0.2メートル以下であること。
- 7 アークードに添加する広告物
- (1) アークードの上部に設置するものでないこと。
  - (2) 原則として、1商品につき1個であること。
  - (3) 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が0.5メートル以下、横がアークードの梁間の2分の1以下であること。
- 8 広告幕
- ア 横断幕
- (1) 地面から横断幕の下端までの高さが5メートル以上であること。
  - (2) 大きさが縦1メートル以下、横15メートル以下であること。
- イ 垂れ幕
- (1) 禁止地域等又は第1種制限地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1メートル以下であること。
  - (2) 第2種制限地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1.8

メートル以下であること。  
ウ 旗及びのぼり

(1) 大きさが縦3メートル以下、横1メートル以下であること。

(2) 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5メートル以上であり、かつ、上端までの高さが5メートル以下であること。

9 アーチ

アーチの厚さが1.5メートル以下であること。

10 気球広告

気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

11 はり紙

表示面積が1.5平方メートル以下であること。

12 その他の広告物等

その他の広告物等については、前各号の基準との均衡を考慮し、知事がその都度定めるところによること。

別表第1の2 (第4条関係)

案内誘導広告物等の許可基準

1 条例第2条第1項第3号又は条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として1キロメートル以内自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。

2 表示面積が、1面0.5平方メートル以下、合計1平方メートル以下であること。ただし、1個の広告物等に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75平方メートル以下、合計1.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が1面10平方メートル以下、合計20平方メートル以下であること。

3 高さが地面から3メートル以下であること。ただし、平年において積雪の深さが3メートル以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。

4 当該広告物等を表示し、又は設置することにより、条例第2条第1項に規定する地域又は場所における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として3個以上になるものでないこと。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物等でないこと。

別表第2 (第5条関係)

街灯に表示する広告物の基準

(広告物の表示の方法等の基準)  
第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認められるときは、条例で、広告物(第3条の規定に基づく条例

(許可証票のちよう付)  
第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちよう付しなければならぬ。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(告示)  
第7条 知事は、第2条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号若しくは第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

(管理義務)  
第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)  
第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告

- 1 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- 2 大きさが縦1.1メートル以下、横0.3メートル以下であること。
- 3 突き出し部分の長さが0.4メートル以下であること。
- 4 道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 5 地面から広告板の下端までの高さが4メートル以上であること。
- 6 街灯柱1本につき1個であること。

別表第3(第5条関係)

適用除外の基準

- 1 条例第3条の2第2項第1号の基準  
表示面積が10平方メートル以下であること。ただし、知事が別定める地域にあつては、知事が別に定める基準に適合するものであること。
- 2 条例第3条の2第2項第2号の基準  
(1) 表示面積が1.5平方メートル以下であること。  
(2) 高さが地面から1.5メートル以下であること。



によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならぬ。

別表(第7条の3関係)

1 広告物等の表示の方法等の基準

1 広告物等(当該広告物等に付随して設置される支柱、照明その他の設備を含む。以下同じ。)が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。

2 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4メートル以上、道路の歩道の部分にあつては2メートル以上であること。

(2) 突き出し部の長さが0.6メートル(道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル)以下であること。

3 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。

4 広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第3条第1項に規定する地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所にあつては、この限りでない。

(1) 1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。

(2) 広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。その他規則で定める事項を遵守すること。

(除却義務)

第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定す

(大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等)  
第20条 条例別表の4ただし書の規則で定める地域又は場所は、第2種制限地域とする。

2 条例別表の4の(1)の規則で定める彩度は、日本工業規格のZ8721(色の表示方法1三属性による表示)に規定する彩度8とする。

(景観計画との関係)  
第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

### 第3章 監督

#### (違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合には、条例で定めるところにより、相

る期間が経過した場合も、同様とする。  
2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

### 第3章 監督

#### (違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき。
- (2) 朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

第9条 知事は、前条の規定により掲出物件の除却を命じようとする場合において、当該掲出物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確認することができないときは、30日以上期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならぬ。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態）で工作物等に取り付けられているはり紙その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態）で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態）で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）、又は立看板等（容易に移動させることができる状態）で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）、であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けず表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められていない場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者、その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

(許可の取消し)

第9条の2 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 不正な手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第9条の4 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の5 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方

(身分証明書)

第6条 条例第9条の3第2項及び第10条の17第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、

法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、5日）を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これについても関係者に自由に閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価方法)

第9条の6 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第9条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと思われる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第9条の8 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に相当な費用若しくは手数料を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 以上で条例で定める期間
- (3) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- (4) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかである

当該広告物又は掲出物件が掲出された場所を管轄する総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所をいう。）とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第8条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。

ときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第2項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業  
第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

(経過措置)

第10条 一の地域若しくは場所又は物件が第2条に規定する地域若しくは場所又は物件（以下「禁止地域等」という。）となつた際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、禁止地域等となつた日から6月間（第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けていた広告物等については、当該許可期間）は、同条の規定は適用しない。

2 一の地域又は場所が第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）となつた際、現に表示され、又は設置されていた広告物等については、制限地域等となつた日から6月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となつた日から6月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
  - (2) 登録の要件に関する事項
  - (3) 業務主任者の選任に関する事項
  - (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
  - (5) その他登録制度に関し必要な事項
- 2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われなるときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

- 第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
  - (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
  - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業登録申請書)

- 第9条 条例第10条の3第1項の申請書は、様式第2号によるものとする。
- 2 条例第10条の3第2項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。
- 3 条例第10の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
  - (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
  - (3) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第10条の11第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 4 前項第1号及び第2号の略歴書は、様式第4号によるものとする。

(2)

前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその役員であった者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期限が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当する者

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者

ト 業務主任者を選任していない者

(登録の実施)

第10条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 第10条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 登録を受けて屋外広告業を営む者(以下「屋外広告業者」という。)で法人であるものが、第10条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示してその旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 屋外広告業者は、第10条の3第1項各号に掲げる事

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第10条 条例第10条の6第1項の規定による届出は、様式第5号による届



項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が前条第1項第5号から第7号までに規定する法定代理人、役員又は業務主任者の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が当該各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により知事に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第1項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)  
第10条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人の代表者

出書によるものとする。

2 条例第10条の6第3項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。

3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例第10条の3第1項第1号に掲げる事項の変更  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面  
ア 変更の届出をする者が個人である場合 当該変更後の住民票の抄本又はこれに代わる書面  
イ 変更の届出をする者が法人である場合 当該変更後の登記事項証明書
  - (2) 条例第10条の3第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記簿(商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条の商業登記簿をいう。)の変更を必要とする場合に限る。) 当該変更後の登記事項証明書
  - (3) 条例第10条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第2号に掲げる書類
  - (4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
  - (5) 条例第10条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第3号に掲げる書面
- 4 前項第4号の略歴書は、様式第4号によるものとする。

(屋外広告業廃業等届出書)

第11条 条例第10条の8第1項の規定による届出は、様式第6号による届出書により行うものとする。

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条の9 知事は、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第10条の15第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

(講習会)

第10条の10 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 前項の講習会において講習を受けようとする者は、受講手数料を納付しなければならない。

3 前項の受講手数料の額は、4,400円とする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(講習会の開催)

第12条 条例第10条の10第1項に規定する講習会(以下「講習会」という)は、毎年1回以上開催する。

2 知事は、講習会の開催の期日及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

(講習の課程)

第13条 講習会における講習の課程は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物に関する法令

(2) 広告物の表示の方法に関する事項

(3) 広告物の施工に関する事項

2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者

3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

(受講の申込み)

第14条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第7号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

- (3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置にかかる法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。
- イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

（業務主任者の選任等）

- 第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
- (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。
- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

（講習会修了証書の交付）

第15条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第8号による修了証書を交付しなければならない。

（講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定）

第16条 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者について行うものとする。

2 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、様式第9号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に様式第10号による認定書を交付しなければならない。

- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第10条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第10条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第10条の14 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(屋外広告業者の標識)

第17条 条例第10条の12の規定による標識の掲示は、様式第11号による標識により行うものとする。

- 2 条例第10条の12の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 代表者の氏名(屋外広告業者が法人である場合に限る。)
- (2) 登録年月日
- (3) 登録の有効期間
- (4) 業務主任者の氏名

(屋外広告業者の帳簿)

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等(広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

- (1) 条例第5条に規定する許可に係る広告物等
- (2) 条例別表の2の規定による道路の路面上に突き出して設置される広告物等
- (3) 条例別表の4の規定による上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物
- 2 条例第10条の13の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示した広告物の内容
- (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

(第10条第2項)

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づき他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

(監督処分簿の備付け等)

第10条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載するものとする。

(屋外広告業者監督処分簿)

第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行つた処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部景観まちづくり課で閲覧に供することにより行うものとする。

2 条例第10条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日及び登録番号
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分の根拠となる法令の規定
- (5) 処分の原因となつた事実
- (6) その他参考となる事項

(報告及び検査)

第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しな

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

- (1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- (3) その役員のうち、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件すべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- (1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- (2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
  - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
  - ロ 試験事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書が作成されていること。
  - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- (3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

ればならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録手数料)

第10条の18 登録申請者は、1件につき、1万円の手料を納めなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請

求

- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休業止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。



- (2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
  - (3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
  - (4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。
  - (5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 屋外広告物審議会

(設置及び所掌事務)

第11条 知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 8人
- (2) 商工会議所関係者 2人
- (3) 広告業者 3人
- (4) 関係行政機関の職員 2人

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第16条 この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第24条第1項の規定による許可を受けずに、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

(罰則)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
  - (2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
  - (3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者
- (3) 第7条の4第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者
- (4) 第8条第2項の規定による命令に違反した者
- (5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、第17条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条の8第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第10条の12の規定による標識を掲げない者
- (3) 第10条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

#### 第7章 雑則

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務(倉吉市の区域に係るものに限る。)は、倉吉市が処理することとする。

2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

#### (経過措置)

第24条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

#### (委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。